

有資格業者の皆様へ

九州地方整備局

国土交通省では、公共工事における入札談合などの不正行為を排除するため、これまで様々な取組を行ってきたところです。しかしながら、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、職員が入札関連情報を漏洩したとして、平成24年10月に、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求が行われました。

当省においては、水門設備工事及び車両管理業務に続く3回目の改善措置要求となるため、公正取引委員会から、省全体として再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずるよう求める「要請」も受けたところです。

九州地方整備局としても、「九州地方整備局発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」を作成するなど、すべての職員に対し、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀保持を徹底し、一日も早く国民の皆様からの信頼を回復するよう努めてきたところです。

また、本事案を踏まえ、平成24年にコンプライアンスの推進強化のため「九州地方整備局コンプライアンス推進本部」及び「九州地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置し、発注事務に係る綱紀保持のみならず、コンプライアンス全般について、一層の推進に努めているところです。

有資格業者の皆様におかれましては、今後とも、九州地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解を賜り、ご協力をいただきますようお願いいたします。

◇ 九州地方整備局発注者綱紀保持規程（平成26年4月最終改正）

【具体的な発注者綱紀保持規程の取組等】

【事業者等との応接方法】

職員が事業者の皆様と応接するときは、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することを基本としています。＜規程第7条＞

また、副所長室での対応は控えさせていただきます。

【発注事務にかかる規程違反の通報窓口】

職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の通報制度を設けております。＜規程第8条＞

【事業者等からの不当な働きかけの対応】

発注事務に関して、職員が事業者の皆様から不当な働きかけを受けたときは、これを報告、記録、公表することとしております。＜規程第15条＞

【執務環境の整備】

事業者の皆様の実務室への出入りを制限させていただいております。＜規程第16条＞

＜問い合わせ先＞

国土交通省 九州地方整備局

住 所 : 福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 福岡第二合同庁舎

電話番号 : 092-471-6331 (代表)

発注者綱紀保持担当者

総 務 部 適正業務指導官 (内線: 2225)

港湾空港部 港政調整官 (内線: 62-200)